政令第　　号

電波法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四十条第二項及び第百四条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第六号中「。ただし、同法第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送であるものを除く」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

電波法施行令の一部を改正する政令　新旧対照条文

○電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（操作及び監督の範囲） 第三条　次の表の上欄に掲げる資格の無線従事者は、それぞれ、同表の下欄に掲げる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。以下この項において同じ。）を行い、並びに当該操作のうちモールス符号を送り、又は受ける無線電信の通信操作（以下この条において「モールス符号による通信操作」という。）及び法第三十九条第二項の総務省令で定める無線設備の操作以外の操作の監督を行うことができる。 （略） 2　前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　航空局　航空機局と通信を行うために陸上又は船舶に開設する無線局をいう。 二　移動局　移動する無線局をいう。 三　無線航行局　電波を利用して、航行中の船舶若しくは航空機の位置若しくは方向を決定し、又は船舶若しくは航空機の航行の障害物を探知するために開設する無線局をいう。 四　基幹放送局　法第六条第二項に規定する基幹放送局をいう（	（操作及び監督の範囲） 第三条　（同上） （同上） 2　（同上） 一　（同上） 二　（同上） 三　（同上） 四　（同上）

資格	操作の範囲
（略）	（略）

資格	操作の範囲
（同上）	（同上）

第七号及び第八号において同じ。）。	
五　受信障害対策中継放送局　受信障害対策中継放送（法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をいう。）をする無線局をいう。	五　（同上）
六　コミュニティ放送局　コミュニティ放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送をいう。）をする無線局をいう。	六　コミュニティ放送局　コミュニティ放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送をいう。ただし、同法第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送であるものを除く。）をする無線局をいう。
七　テレビジョン基幹放送局　静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る基幹放送局（文字、図形その他の影像（音声その他の音響を伴うものを含む。）又は信号を併せ送るものを含む。）をいう。	七　（同上）
八　陸上の無線局　海岸局、海岸地球局、船舶局、船舶地球局、航空局、航空地球局、航空機局、航空機地球局、無線航行局及び基幹放送局以外の無線局をいう。	八　（同上）
九　レーダー　ある特定の位置から反射され、又は再発射される無線信号と基準となる無線信号との比較を基礎として、位置を決定し、又は位置との関連における情報を取得するための無線設備をいう。	九　（同上）
十　多重無線設備　多重通信を行うための無線設備をいう。	十　（同上）
十一　テレビジョン　電波を利用して、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を送り、又は受けるための通信設備をいう。	十一　（同上）
3～5　（略）	3～5　（同上）